

改 正 案	現 行
<p data-bbox="212 343 683 375"><b>1 固定資産税額の減額措置の概要</b></p> <p data-bbox="212 422 1108 582">昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から平成30年3月31日までの間に5の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）するものです。</p> <p data-bbox="212 590 1108 869">この固定資産税の減額措置（以下「減額措置」という。）は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、固定資産税減額証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保促進法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p data-bbox="212 877 1108 1077">なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、2年度分税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）します。</p> <p data-bbox="212 1125 436 1157"><b>2 根拠条文等</b></p> <p data-bbox="212 1165 280 1197">（略）</p> <p data-bbox="212 1244 414 1276"><b>3 対象区域</b></p> <p data-bbox="212 1284 840 1316">減額措置について対象区域の限定はありません。</p>	<p data-bbox="1131 343 1601 375"><b>1 固定資産税額の減額措置の概要</b></p> <p data-bbox="1131 422 2027 582">昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に5の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）するものです。</p> <p data-bbox="1131 590 2027 869">この固定資産税の減額措置（以下「減額措置」という。）は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、固定資産税減額証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保促進法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p data-bbox="1131 877 2027 1077">なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、2年度分税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）します。</p> <p data-bbox="1131 1125 1355 1157"><b>2 根拠条文等</b></p> <p data-bbox="1131 1165 1198 1197">（略）</p> <p data-bbox="1131 1244 1332 1276"><b>3 対象区域</b></p> <p data-bbox="1131 1284 1758 1316">減額措置について対象区域の限定はありません。</p> <p data-bbox="1131 1324 2027 1396">なお、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除については、地方公共団体が地域住宅計画等を作成して住宅耐震改修に関する補</p>

4～8

(略)

助事業を行っている区域に限り適用されることに留意して下さい。

4～8

(略)